

エコファーマーマーク取り扱いに関する対応について

エコファーマーマークについては、全国環境保全型農業推進会議の事務局である、全国農業協同組合中央会（以下全中という）が商標権の管理者となっています。しかし、全中は、この商標権の適正な管理が困難という判断から、その後の使用について、権利を都道府県に譲渡することを含めて協議を重ねてきたところです。

三重県では、本マークの今後の扱いについて、下記の通り、対応が決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本県では、現行マークの継続使用を条件に商標権譲渡について、全中と協議してきましたが、譲渡を受けても現行マークの継続使用は出来ないことから、譲渡を受けないこととしました。
2. 平成24年4月から、新マーク（現行マークに県名等を加えたもの）に移行し、譲渡を受けた都道府県のみが使用可能となります。よって三重県では使用出来ません。
3. 現行マークについては、平成24年3月末まで使用出来ます。（なお、在庫処理のための措置であり、平成23年3月からは新規に作成することは認められていません。）